



23消安第6608号
23生畜第2777号
23水推第1126号
平成24年3月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
水産庁長官

飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムを含む飼料の取扱いについては、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「通知」という。）により、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めています。
- 2 今般、飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験等これまでに蓄積した知見・データを活用し、豚、家きん、馬及び養殖魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値について、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から施行することとします。
- 3 つきましては、各都道府県の飼料の生産、流通及び消費の実態を踏まえた上で、改訂後の暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知の上、的確に御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。なお、別添のとおりQ&Aを作成しましたので指導の際にご活用下さい。
- 4 牛用飼料の暫定許容値については、既に平成24年2月3日に100 Bq/kgに改訂しておりますので、念のためお知らせします。